

特定施設の一覧

(○はすべて申請の対象、-は申請の対象外)

届出の対象となる特定施設 ／申請の根拠となる法律及び条例		騒音		振動		備考
		騒音規制法	大館市公害 防止条例	振動規制法	大館市公害 防止条例	
金属加工機械	圧延機械	22.5kw 以上	22.5kw 未満	-	-	原動機の定格出力の合計
	製管機械	○	-	-	-	
	ベンディングマシン (ロール式のもの)	3.75kw 以上	3.75kw 未満	-	-	
	液圧プレス	○	-	○	-	矯正プレスを除く
	機械プレス	294kN 以上	294kN 未満	○	-	騒音の能力値は予備加圧 能力
	せん断機	3.75kw 以上	3.75kw 未満	1kw 以上	-	
	鍛造機	○	-	○	-	
	ワイヤーフォーミング マシン	○	-	37.5kw 以上	-	
	ブラスト	○	-	-	-	タンブラスト以外のもので あって、密閉式のものを除く
	タンブラー	○	-	-	-	
	切断機 (といをを用いるもの)	○	-	-	-	
送風機及び排風機		7.5kw 以上	3.75kw以上 7.5kw未満	-	-	クーリングタワー等送風機が含 まれる施設は届出が必要
圧縮機		空気圧縮機 で7.5kw以上	空気圧縮機で 3.75kw以上 7.5kw未満	7.5kw 以上	-	
破碎機、摩砕機、ふるい及び 分級機(土石用または鉱物用)		7.5kw 以上	7.5kw 未満	7.5kw 以上	-	
織機(原動機を用いるもの)		○	-	○	-	
建設用 資材製造 機械	コンクリートプラント	混練容量が 0.45m ³ 以上	混練容量が 0.45m ³ 未満	-	-	気ほうコンクリート プラントを除く
	アスファルトプラント	混練重量が 200kg以上	混練重量が 200kg未満	-	-	
コンクリートブロックマシン		-	-	2.95kw 以上	-	原動機の定格出力の合計
コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械		-	-	10kw 以上	-	原動機の定格出力の合計
穀物用製粉機(ロール式のもの)		7.5kw 以上	7.5kw 未満	-	-	
木材加工 機械	ドラムバーカー	○	-	○	-	
	チップパー	2.25kw 以上	2.25kw 未満	2.2kw 以上	-	
	碎木機	○	-	-	-	
	帯のこ盤(製材用)	15kw 以上	15kw 未満	-	-	
	帯のこ盤(木工用)	2.25kw 以上	2.25kw 未満	-	-	
	丸のこ盤(製材用)	15kw 以上	15kw 未満	-	-	
	丸のこ盤(木工用)	2.25kw 以上	2.25kw 未満	-	-	
	かな盤	2.25kw 以上	2.25kw 未満	-	-	
抄紙機		○	-	-	-	
印刷機械 (原動機を用いるもの)		○	-	2.2kw 以上	-	
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		-	-	30kw 以上	-	カレンダーロール機以外の もの
合成樹脂用射出成形機		○	-	○	-	
鋳造型機 (ジョルト式のもの)		○	-	○	-	

特定施設及び能力値の根拠

騒音・・・騒音規制法施行令 別表第一 / 大館市公害防止条例施行規則 別表第九
振動・・・振動規制法施行令 別表第一 / 市の条例では規定なし